

障害者を対象とした生活介護支援施設に関する考察

川上 輝昭

Considerations about the Nursing Facilities for Assisting Living Activities for Individuals with Disabilities

Teruaki KAWAKAMI

抄 録

本稿の課題は、障害者を対象とした生活介護支援施設（以下、支援施設）の現状と課題について若干の考察を試みることである。障害があるために一般就労が困難な人たちを対象に、生活介護支援施設が設けられている。支援の内容は食事、排せつ、軽作業等を主とした日中活動である。この施設を利用者している人たちは、それぞれ障害の種類も程度も異なっている。したがって生活を支えている支援員には障害に対する広い知識と高い専門性が求められている。しかし、慢性的な人手不足に加えて、日々、多忙で研修の時間さえ確保しにくいという現実もある。生活介護支援施設は、今後も多様な人たちの利用が想定されているだけに、個の思いに寄り添った支援のあり方やその内容が問われている。

キーワード：障害者 生活介護支援施設 支援者の役割

はじめに

2016（平成28）年10月現在、わが国の障害者総数は約963万5千人で、障害種別では身体障害者・約436万人、知的障害者・約108万2千人・精神障害者・約419万3千人とされている^(表1)。この数値は国民全体のおよそ7.6%に相当する。人口千人あたりで見ると身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は33人である。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、雇用促進法）を始めとする関連法の整備やノーマライゼーション理念の普及等により、労働を通して社会参加する障害者は確実に増加している。雇用促進法に規定されている雇用率が民間企業にあっては2.2%、国及び地方公共団体にあっては2.5%に引き上げられていることもその要因といえる。しかし、2019（令和元）年6月時点において労働に従事している障害者は約81万2千人にすぎない⁽¹⁾。単純に計算すれば障害者全体の1割にも満たない。特別支援学校等に在籍している児童生徒を差し引いた他の人たちは、入院患者を除けば福祉型就労、在宅、施設入所等での生活と思われる。その中で、一般就労は困難であるが、軽作業を中心とした昼間の活動であれば参加することができる人たちが多数存在している。このような人たちに食事、排せつ、軽作業等のサービスを提供してい

るのが支援施設である。サービスの具体的な内容は利用者の実態によって異なっており、障害の状態や特性を考慮して、個に相応しい支援内容が工夫されている。しかし、すべての利用者は常に成長・発達しており、支援者にはそれに見合った支援内容の工夫が求められている。そのためには日常的な研修が欠かせない。

支援施設の利用者は、特別支援学校等を卒業と同時に通所する者、一般企業での就労継続が困難なために通所する者等、通所理由はそれぞれに異なっている。したがって年齢も10代後半から70代まで様々である。もちろん障害の種類も程度も個々に異なっており、支援者には常に最善のサービスとは何かという問いが個別に求められている。その問いに応えながらの支援活動といえる。マニュアル化された定型の支援がないだけに創造的実践が求められているのが現状である。また、現在の生活に満足することなく、もう一度一般就労に戻りたい、あるいは機会があれば一般就労に就きたいという夢を抱いている利用者もあり、そのような思いに応えることも支援者に課せられている重要な役割である。

すべての利用者の健康と安全、そして精神的安定を守るという責任が求められているにも関わらず、他分野の労働者に比較して低い賃金、劣悪な労働環境という側面もある²⁾。支援員の処遇改善も大きな課題といえる。このような現状を踏まえて、支援施設の実態と今後の課題について考察を試みたい。

表1 障害者数の概要 (単位: 万人)

	18歳未満	18歳以上	年齢不詳	総計
身体障害者	7.1	419.4	9.3	436.0
知的障害者	22.1	84.2	1.8	108.2
精神障害者	27.6	391.6	0.7	419.3
総計	56.8	895.2	11.8	963.5

出展:内閣府『令和元年度障害者白書』 注・数値は2016年10月現在

1 生活介護支援施設の概要

「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究」(以下、調査研究)³⁾によれば、2018(平成30)年時点において、6,933か所の支援施設が設置されており、27万6,345人が利用している。設置主体は、社会福祉法人・74.0%、NPO法人・14.5%、営利法人・7.4%等となっており、社会福祉法人が大多数を占めている。

支援施設は、福祉的就労支援事業とともに、2006(平成18)年10月から施行された障害者自立支援法(現・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)により開始された福祉サービスである。この制度が施行された背景としては、ノーマライゼーション理念の普及、社会福祉基礎構造改革(以下、構造改革)のもとで進められてきた施設から地域へという障害者の生活の場に関する障害者施策の転換が大きな要因といえる。

構造改革は1997(平成9)年から着手された。改革の基本理念として、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立を支援すること」であった。そのために次の7項目が目標とされた⁴⁾。

①サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立、②個人の多様な需要への地域での総合的な支援、③幅広い需要に応える多様な主体の参入促進、④信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の確保、⑤情報公開等による事業運営の透明化の確保、⑥増大する費用の公平かつ公正な負担、⑦住民の積極的な参加による福祉の文化の創造。

この結果、措置制度を基本として1951（昭和26）年に制定された社会福祉事業法は役割を終え、2000（平成12）年に社会福祉法として新たな役割を果たすことになった。当然、本稿の検討課題である支援施設も新しい制度のもとでサービス提供が行われている。

支援施設の利用は、設置者と利用者との契約によって成立し、提供されるサービスの内容は原則としてすべて公開されることになっている。また、経営や運営についても原則としてすべて公開されることになっている。利用者が選択にあたって必要な情報を確認しやすくするとともに、広く公開することによって透明性を保つためである。

措置制度から選択契約制度に改められたことにより、利用者にとって利便性が増したか否か、これが最も重要であるが残念ながら不十分といわざるをえない。それは、利用者が自由に選択できるほど設置されているとはいえないからである。また、自力での通所が困難な利用者も少なくないことから、保護者が所用で送迎できない場合は通所できないという現実があり、移動支援等の充実が急務となっている。特に、最近は働く保護者が増加していることから、送迎に支援者が携わることも増えており、業務の負担増という深刻な課題も生じている。

2 生活介護支援事業の法制度

生活介護支援事業の法的根拠は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、総合支援法）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（以下、基準）に示されている。

総合支援法第5条1項で「この法律において障害福祉サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい…」と障害福祉サービスの種類が示されている。同条第5項では「この法律において生活介護とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう」と生活介護に伴う具体的なサービス内容が示されている。

ここに示されている障害福祉サービス理念の基本は障害者基本法に見ることができる。同法第1条で、「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため…」を具体化したものと解することができる。

生活介護事業の詳細な内容については、次のように説明されている⁵⁾。

生活介護

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

対象者

- (1) 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者。
- (2) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者。
- (3) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者。
- (4) 生活介護施設と入所施設との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者。

支援施設利用者は常時介護を必要とする者で、支援区分が3以上であることが前提とされている。仮に支援区分が同じ3であったとしても、個々人によって障害特性は異なっているため、支援者にはよりきめ細かい対応が求められる。支援体制は区分によっても異なるが、おおむね利用者6人に対して支援員1人という割合になっている。中には1対1の支援が必要な利用者もあることから支援員の配置基準は決して十分とはいえない。自傷行為や粗暴行為癖のある利用者に対しては、支援員が一人で対応することは困難なこともある。基準の柔軟な運用と見直し求められる。また、排せつや着脱の介助にあっては同性介護が原則であり、支援員の男女比が利用者の実態に即していない支援施設においては、対応に苦慮している場合も少なくないことから、現状に見合った支援員配置が求められる。

3 生活介護支援事業所の実際

前掲のように、障害者自立支援法のもとで開始された支援施設利用者及びその保護者に対する全国的な調査が2017（平成29）年に実施された。しかし、この調査では利用者個人や保護者からの具体的な聞き取りは実施されていない。そこで本研究では、きわめて少人数ではあるが、利用者と保護者から聞き取りによる調査を試みた。調査対象は社会福祉法人が運営している愛知県内のY生活介護支援事業所。利用者に対する質問項目は、①仕事は楽しいですか、②休みの日の楽しみは何ですか、の2点に限定した。その他のことについては本人の思いとして受け入れた。聞き取り時間は個々人によって異なるが10分程度とした。保護者に対しては、現在の様子や今後の思い等を中心とした。時期は2019年8月～9月に実施した。この事業所は定員40名であるが、実際に通所している利用者は33名、その中で音声言語による会話が可能な者は9名であった。保護者は7名から協力を得ることができた。

[聞き取りの内容]

Aさん（45歳・男性・支援区分5）

- ① 仕事は楽しいですか
 - ・お仕事はミシンをやっている。楽しい時もあるし、いやな時もある。でも休まない。バスに乗りたいたから。バスの中では静かにしないといけない。
- ② 休みの日の楽しみは何ですか
 - ・デイサービスへ行ってカレーを食べる。おかわりは一回だけのお約束。太るからね。お母さんがたくさん食べてはいけないよと言う。本当は食べたい。

Bさん（44歳・女性・支援区分・4）

- ① 仕事は楽しいですか
 - ・楽しいよ、何でもできるから。でも新しい仕事だと間違えることもある。ここへ来るとみんな知ってる人ばかりだから嬉しい。時々実習に来る人もいる。
- ② 休みの日の楽しみは何ですか
 - ・これといって何もない。お金がないから買い物はできない。自転車で走ると気持ちがいい。雨が降ったり風が吹いたりすると自転車に乗れないのでつまらない。

Cさん（41歳・女性・支援区分・3）

- ① 仕事は楽しいですか
 - ・楽しい仕事も楽しくない仕事もある。仕事だから何でもしないといけない。好きな洋服が買えるぐらいのお金が欲しい。会社で仕事している人がちょっと羨ましい。
- ② 休みの日の楽しみは何ですか
 - ・ホームから家へ帰る。みんなでご飯を食べる。買い物に行く時もある。欲しい洋服もあるけどあまり買ってもらえない。買ってもらえることもある。

Dさん（57歳・男性・支援区分5）

- ① 仕事は楽しいですか
 - ・楽しい。この前、パトカーと消防車が競争していた。サイレン鳴らしてすごいスピードだった。どっちが勝ったか分からなかった。格好よかった。
- ② 休みの日の楽しみは何ですか
 - ・ここで仕事をしている方が楽しい。何もやることがないからつまらない。スーパーの休憩所で水を飲んでいる。お金がいらぬから助かる。

Eさん（23歳・男性・支援区分3）

- ① 仕事は楽しいですか
 - ・まあまあ楽しい。部品の組み立ては間違えやすいので結構難しい。ランチの時間が楽しみ。夏にあるバス旅行も楽しみ。
- ② 休みの日の楽しみは何ですか
 - ・ホームから家に帰る。一人で帰る。バスも電車も一人で乗れる。新幹線は乗ったことがない。家に帰ったらお菓子を食べながらテレビを見る。

Fさん（48歳・女性・支援区分4）

- ① 仕事は楽しいですか
 - ・楽しいことはないけどみんなと一緒にいることが楽しい。刺繍の仕事は難しかったけど今は上手にできるようになった。褒めてもらえるから嬉しい。
- ② 休みの日の楽しみは何ですか

- ・掃除している。あとはテレビを見ている。休みでも楽しくはない。休みが続くとすることがないのでつまらない。何だか疲れる気がする。

Gさん (34歳・男性・支援区分5)

- ① 仕事は楽しいですか
 - ・「この人はいつも切り絵をしている。それが楽しいみたい」※隣の友人が代弁。
- ② 休みの日の楽しみは何ですか
 - ・「多分、何もしてないと思う。テレビも見ない人だから」※隣の友人が代弁。

Hさん (29歳・男性・支援区分5)

- ① 仕事は楽しいですか
 - ・格好いい洋服着たい。バスの運転手と同じ帽子も欲しい。ネクタイも欲しい。格好いい服で電車に乗ってみたい。消防車も乗りたい。
- ② 休みの日の楽しみは何ですか
 - ・ごはん食べてる。ジュースも飲む。ゲームしたい。

Iさん (52歳・男性・支援区分3)

- ① 仕事は楽しいですか
 - ・前、会社で仕事をしたことがあるので簡単にできる。ここは失敗しても怒られないから嬉しい。でもお金が貰えないから、やっぱり会社で仕事をした方がいい。
- ② 休みの日の楽しみは何ですか
 - ・寝坊できるから楽しいけどお金がないとつまらない。お店でラーメンが食べたくても食べれない。

[保護者]

保護者の方からは、今のお気持ち、これからの思いについて自由に語っていただく方法で聞き取りを行った。

Jさん (母親)

- ・今はここに通うことができ安心して。子どもは落ち着いており以前のように荒れることは少なくなった。体も元気だし力があり余っている感じがする。しかし、そのエネルギーを発散させる場がなく可哀そうな気がしている。何か趣味とか娯楽とかを見つけて欲しいが、迷いもある。親亡き後が心配。いろいろ考えてはいるが先は見えない。

Kさん (母親)

- ・30半ばを過ぎた娘としてはあまりにも無邪気過ぎて可愛いやら、可哀そうやら。この先のことを思うと心配が尽きない。父親もすでに退職しており、健康も優れない。頼るところもないし不安でたまらない。入所施設はずいぶんお金がかかるらしいがそんな蓄えはない。障害があっても安心して暮らせる社会、そんなことは夢の夢。

Lさん (父親)

- ・思うことは山ほどあるが、とにかく今は現実を受け入れるしかない。もし障害がなかったらと思うが、そんなことは夢にすぎない。親でもうまく育てられない子を嫌な顔をしないで面倒見てくれる職員に感謝している。子どもの歳も40を過ぎているし、老後のことになる。親よりも長生きして欲しいがそれはそれでまた心配。

Mさん (母親)

- ・この子が生まれてからもう40年以上過ぎた。気が抜ける日は一日もなかったような気がする

る。考えても仕方がないが悩みは尽きない。最近、父親が逝ったから今度は私の番が近づいていると思うとたまらない。いろいろ考えてはいるが、その答えは見つからない。考えたくないけど考えないといけない。こんな悩みは辛い。

Nさん（母親）

・この子がいるだけで家の中が明るい。家族の中でいろいろあって暗くなることもある。そんな時、この子が元気を与えてくれる。我が家の福の神。苦労を苦労とも思わないその気持ちは皆に分けてあげたい。毎日、何一つ不平不満を言うわけでもなく、元気に出かける姿に複雑な気もするが何か元気をもらっている気もしている。

Oさん（母親）

・恋愛や結婚、出産、子育て等に伴う喜怒哀楽、そんなことを何も経験できないことが可哀想で切ない。本人はそんなことは思わないと思うけど、親としては何とも割り切れない。障害、言葉では簡単だけど何か大きくて深いものを感じている。今日一日が無事であればそれでよしという感じの毎日、遠い先のことを考えるととても落ち着かない。

Pさん（母親）

・順番通りなら親の方が先に逝く。この子だけが残ってしまったら、先のことを考えると暗くなる。しかし考えてしまう。この苦労、普通の人には分からないと思う。親戚の集まりがあるとき、いつも肩身の狭い思いをしている。実家に帰るときもこの子は連れて帰らないことにしている。まだまだ障害に対してはいくつもの壁がある。

結果と考察

[利用者]

支援施設での仕事は楽しいが、休日は特にすることがないのでつまらない、という感想が多かった。障害のある人たちに対する余暇活動の支援は以前から課題として取り上げられていることではあるが、具体化が進んでいないことを物語っている。地域における活動として、社会福祉協議会やNPO等においても交流会や各種の行事も企画されている。それに参加する機会を提供していくのも支援員の役割といえる。

一般就労の希望者に対しては、就労支援事業所や障害者職業センター、ハローワーク等と連携の上で取り組みを進める必要がある。挑戦したものの結果に結びつかなかった場合、支援施設に迎え入れることも重要である。信頼できる人の支えがあり、安全な居場所が確保されているからこそ挑戦できる、この心情を大切に守ることも支援施設の役割といえる。

金銭に関する率直な思いも聞くことができた。欲しい物を買いたいという思いは誰しものが抱くことであり、ごく自然である。保護者や支援員にあっては、可能な範囲で、計画的に夢を叶えるための支援が必要である。金銭は使うことによって新たな働く意欲が生まれるのであり、この好循環が実感できる支援が望まれる。

その他の課題として。言葉がないためにあるいは不十分なために聞き取りが実施できなかった利用者について触れておきたい。この人たちも言葉で伝えることはできないとしても、それぞれにいろいろな思いを持っている。この人たちの思いをどのようにして受け止めるか、今後の課題としたい。

〔保護者〕

ごく限られた人数であったため、この事業所を利用している保護者の思いとして集約することはできない。今後、聞き取りあるいはアンケート等の方法で保護者の思いを受け取る調査を実施したいと考えている。少人数ではあったが、それぞれの方から思いを受け取ることはできた。共通していたことは、親亡き後の問題である。この問題は障害の有無とは関係なくすべての保護者が持っている共通の思いではあるが、特に障害がある場合、その深刻さは格別といえる。また、兄弟姉妹との関係を憂慮している保護者も見られた。保護者としては、親亡き後は兄弟姉妹が協力して支え合って欲しいという願いを持っている。しかし、実際にはそれぞれが新しい家族を持ち、自らの家族のことで精いっぱい、とても障害のある兄弟姉妹の生活支援までは無理、この現実をすでに経験している保護者もあれば、目前に迫っているという保護者も見られた。保護者としては具体的な解決策が見えて来ない悩ましい課題である。親亡き後は社会に支えてもらえる、そう確信できるシステムづくりが喫緊の課題である。

4 生活介護支援事業従事者の課題

(1) 障害の理解と対応力

特別支援学校、障害者施設等においては障害の重度化・重複化が指摘されている。何を基準に重度化・重複化とされているのか、その内容は医学的所見を中心に詳しく説明されているものの、障害児者と向き合っている保育士、教師、支援員等においては必ずしも理解しやすいものとはいえない。さらに、同じ障害名であったとしてもその特徴は個々によって異なっているという現実もある。教育や福祉の現場で出会うことが多い発達障害と行動障害について辞書を紐解くと次のように説明されている。

発達障害：発達期にさまざまな原因が作用して、中枢神経系に障害が生ずる結果、認知・運動・社会性などの機能の獲得が妨げられることである。具体的には知的障害、広汎性発達障害（自閉症など）、特異性の発達障害（学習障害など）などがあげられる。障害種別は異なるものの、これらの間には対応や処遇、あるいは生活上の援助などで共通する部分が多い。また明確な区別が行いにくい場合や、いくつかの障害が重なり合っている場合もある。おのおの個性と共通性についての認識が大切である⁶⁾。

行動障害：自己の都合によって行動を起こしたり、自己の認知や行動にこだわったりするために社会的な関係がもちにくく、日常生活を営むことが困難な状態。行動障害の背景には、心理的要因、身体的要因、などさまざまな要因がある。知的障害者（児）や精神障害者（児）に対する処遇上の概念として捉えられる行動障害には、多動、攻撃的行為、自傷行為等がある。なお、炊事、洗濯、掃除、洗面、食事、着脱衣といった日常生活行為ができなくなったり、身の日常物品を使用して、目的にかなった動作を遂行することができなくなったりする老年期の認知症の一つである行為障害と異なることに注意しなければならない⁷⁾。

聞き取り調査を行った先のY支援施設においても、数名の利用者が発達障害や行動障害といわれる診断を受けていた。例えば、発達障害といわれるOさん（39歳・女性）は作業中に突然、奇声を発したり身近にある物を投げつけたりすることがある。あるいは近くにいる人を押したり叩いたりすることもある。このため支援員が常に付き添っていなければならない。Pさん（25

歳・女性)は行動障害といわれる診断を受けている。叩く、蹴る、頭突き、投げる等の粗暴行為があり、集団での作業には危険が伴う。当然、本人と他の利用者の安全を守るためには支援員が終日付き添っていただなければならない。他にも自傷行為や粗暴行為を繰り返す利用者や排せつ支援が必要な利用者も在籍している。

誰にどのように関わったらよいか、その答えは容易ではない。仮に障害特性について理論的な理解はできていたとしても、福祉の現場における対応の方法や内容は個々の支援員に委ねられているのである。

(2) 職員研修

職員配置では、多くの支援施設が基準に示されている最低の人数、あるいはその人数さえも満たしていない場合も見受けられる。そもそも基準に示されている人数は最低を示すものであり、それ以上の確保が求められているのである。しかし、人材難や財政難という重い課題もあり、定員を満たすことさえ困難な状態を迎えている支援施設も少なくない。

大変、厳しい状況下での支援業務であるが、利用者が安全に、快適に日中を過ごすためには、限られた条件下にあってもより質の高いサービスを提供しなければならない。そのためには職員研修が欠かせない。

研修は大きく分けて外部講師の招へいと内部研修に大別できる。

外部講師の招へいについては、その道の専門家が望ましいが、他の分野の専門家からも新鮮な学びを得ることができる。例えば、専門が文化、芸能、スポーツ関係であったとしても対象が人ということでは共通しているために関連する事項は多く、見識の幅を広げるためには有効といえる。講師依頼に当たっては管理責任者の発想も重要であるが、各支援員の意向や希望を取り入れて幅広く人選する等の柔軟性が求められる。研修にあたっては、全職員の出席が望ましいが、繁務の関係で止むを得ず出席できなかった場合は録画や録音、記録等で正確に伝える努力が必要である。

具体的な支援の方法や内容については内部研修が有効であり、全員参加が原則である。しかし、ここには大きな課題がある。支援施設によっては早番、遅番等の時間差勤務を取り入れている所も多く、共通の時間が取りにくいという現実である。解決策として考えられることは、利用者や保護者の了解を得たうえで退所時間を変更して研修時間を確保することである。年間、月間計画として定期的な研修会開催を予定しておけば不可能ではない。職員会議や研修時間をより有効に活用するためには、時間厳守、進行上の工夫も必要となる。ただし、結論ありきで管理者からの意向を伝達する場としての職員会や具体的な成果が実感できないような研修会は見直す必要がある。

内部での研修に際しては、報告担当者を定め、具体的な対応事例について意見交換することが望ましい。結論を急ぐあまり内容がまとまらなかったり、一部の人の自己満足に陥ったりすることがないように留意しなければならない。また、研修のための研修に陥らないよう留意することも重要である。

会議にしても研修にしても、管理者と職員、あるいは職員同士にあっても時には意見の対立が生じることもある。意見の対立はそれだけその仕事に対して熱意や意欲を持っていることとであり、プラス思考で受け止める必要がある。

5 生活介護支援施設の課題

(1) 楽しい時間の確保

支援施設は、利用者にとって楽しく安全に過ごせる場でなければならない。楽しさが実感できない施設は、目指す目標や理念がいかに高いものであっても利用者の立場に立っているとはいえない。障害の種類や程度は個々に異なっており、着任当初の支援員の中には「どうしてこんなことが…」 「どうしてこんなことを…」 という思いを持つ者も少なくないことから、つい利用者との間に目線の違いが生じやすい。そのとき、果たして利用者は楽しいのだろうか、ベストの支援といえるのだろうかという支援員として自分自身への問いかけが重要である。現実には、20代前半の女性利用者に対する排せつ支援で、「何でこんなことが自分できないのだろう、人の手を借りるようなことではないのに」と着任して間もない女性支援員の率直な思いを耳にしたことがあった。あるいは、手あたり次第、身近にある物を壊したり投げつけたりする10代後半の男性利用者に対して「こんな相手を支えるのは無理」と言って支援業務を放棄した20代後半の男性支援員に接したこともあった。利用者の気持ちに寄り添う、言葉では簡単であっても日々の具体的な支援においては大きな困難を伴うことが多い。

割り箸の袋入れ、ボルトとナットの組み合わせ、雑巾の刺繍等、一見、軽作業と思われる内容であっても、利用者本人からすればとてつもなく難しい仕事なのかも知れない。ストレスを感じる仕事なのかも知れない。しかし、一つの仕事をやり遂げたときの満足感や成成感、言葉や態度で示さなくても利用者目線に立っていれば内心を受け取ることができる。その思いを共有することが新たな意欲を生み、挑戦する気持ちを高める源なのである。ここに仕事を通しての「楽しい」という思いが次の「楽しい」を生み出すことにつながるのである。利用者にとって「楽しい」が実感できるまでには、作業の成否だけでなく、支援員との信頼関係や生活全般にわたる楽しさと深く関わっていることを理解しておかなければならない。

(2) 余暇の活用

休日は自宅やホームで過ごす利用者が多い。その時間の過ごし方もいろいろ課題が生じている。先の聞き取り調査においても、室内でテレビやゲーム等に興ずることが多く、外出することは少ない実態が浮き彫りになった。休日だからどのように過ごすかは自らの意思で決定すればよい、多くの専門家から指摘されていることである。しかし、それは正論ではあるが、人と触れ合う機会を多く持つことは生活の幅を広げることになる。支援員として、可能な限り社会参加の機会を提供するが望まれる。また、保護者の思いとしても「こんな良い天気なのに、少しぐらいどこか出かけたらどうなの」と外出を促すこともある。保護者同士の関係づくりにおいても日頃から配慮していく必要がある。

休日の過ごし方は自由であり、支援員や保護者が指示することではないかも知れないが、実は重要な意味を持っているのである。余暇の活用は普段の生活に潤いを増すことができるからである。会話ができる利用者の中には「日曜日、僕は港へ行って船を見てきた。大きい船や小さいのもあった。自動車を乗せる船も来ていた。嬉しかった。来週も見に行く。」こんな話をしているときの顔は輝いている。また、「私ね、昨日ね、美容院へ行って来たの、美人に見える？ 今度の日曜日は友だちとラーメン食べに行くの」楽しい時間を過ごした後は心身共に生き生きしている。

支援施設での友だち関係、あるいは地域でのサークル活動等、気楽に参加できる仲間と交流できる機会を得ることが望ましい。一方で、余暇活動として、買い物等で金銭の使用を伴う場合には慎重な配慮が必要である。予算とは異なる金額の商品を購入したり、必要ではない商品を購入したりするトラブルが生じる恐れがあるからである。また、訪問販売で必要のない高価な商品を購入したというトラブルが生じた例もある。支援員としては日頃から、プライバシーの尊重に留意しながら商品購入や金銭管理についても、状況を理解しておく必要がある。

おわりに

2020（令和2）年4月より、雇用促進法に規定されている雇用率が引き上げられたことにより、今後、国や自治体、民間企業の雇用率は向上するものと思われる。しかし、少子化時代を迎えているとはいえ、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒数は増加傾向にあり（表2）、この中には将来、支援施設を利用する希望者も予測できることから、今後備えて受け入れ態勢の整備を進めておく必要がある。以下、そのための課題を列記しておきたい。

（1）安全で快適な場の確保

身体障害や内部障害のある人たちも支援施設を利用していることから、何より安全と快適性が求められる。特に手すりや階段には配慮を要する。換気や防音についても同様である。設備上の改修を要することもあるが、工夫次第で改善可能なこともある。要は支援員の気づきが必要である。事故が起きてからの反省も重要ではあるが事前の気づきがあるか否かがより重要といえる。設備改修には一定の条件はあるものの、補助金制度の活用も可能である。また、建物の構造によっては階が分かれていたり建物が別棟になっていたりすることもある。このような場合、緊急時に支援員間の連絡が取りにくいこともある。いついかなる時も瞬時に連絡が取りあえるよう整備しておかなければならない。

（2）支援員の確保と育成

3K労働とも揶揄される福祉労働、その担い手を確保することは容易ではない。就職希望者が少ない割には離職率が高く、支援員不足は支援施設だけでなく多くの福祉施設が抱えている共通の課題でもある。その背景には過密労働に加えて賃金の問題もある。賃金は、介護報酬の単価が低ければ当然、支援員の賃金も低くなる。賃金が低ければ、意欲と熱意を持ちながらも離職せざるをえない原因にもなりうる。これは一事業所だけの問題ではなく、福祉全般に関わる制度改善が求められる問題である。事実、支援施設に勤務していたある職員から「福祉の業界は他の業界に比較して給料が低すぎる。これでは将来の生活設計を組み立てることができない。福祉の道に未練は残っているが他の道を選ばざるを得なかった」という切実な思いに接したことがある。福祉の分野に対する公費の増額がなければ障害者や高齢者を支援する人材の確保は困難である。

利用者の障害種別、程度、年齢、性別等、すべて異なっている。定型の支援方法や内容が確立しているわけではない。より質の高いサービスを提供するためには、個々の支援員の自己研鑽が何より重要である。長期にわたって自己研鑽を重ねるためには安定した生活が営めるだけの待遇が不可欠である。

(3) 健全な経営基盤の確立

安定した事業経営を進めるためには、経営基盤の確立が必要である。全職員の意識向上が必要ではあるが、とりわけ経営責任を担う立場にある者にはその自覚が求められる。中長期にわたる計画と実行に向けて着実に進めていく福祉経営力が必要である。経営に関する改善や改革については、一支援施設だけの見直しに留まらず、他の分野における経営ノウハウを学ぶ柔軟さも求められる。

支援施設内での経営努力が重要ではあるが、そもそも支援施設そのものが利益を生み出す事業体ではない。したがって基本的には公費による介護報酬の増額が待たれる。

今、支援施設によっては利用者の高齢化にどう対応するかということが重い課題となっている。しかし、この問題はいずれすべての支援施設が当面する共通の課題でもあると思われる。利用者の高齢化にどのように向き合うか、支援施設関係者に投げかけられている新たな課題でもある。これらの課題に対応してくためには、経営基盤の安定を図ることがまず重要である。

表2 特別支援学校・特別支援学級在籍者数の推移 (人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特別支援学校	132,570	135,617	137,894	139,821	141,944
特別支援学級	174,881	187,100	201,493	218,127	236,123

出所:文部科学省「特別支援教育行政の現状と課題」平成 30 年 6 月

Abstract

I studied the current state of the nursing facilities for assisting the living activities of individuals with disabilities (assistance facilities hereafter) centering on their individual problems. The assistance facilities assisting the activities of the disabled are established targeting on those individuals with difficulties in working in society due to their disabilities. The contents of the daytime activities assisted are meal taking, toiletry, and conducting light work. The people using these facilities have various kinds of obstacles and various degrees of disabilities. Therefore, broad knowledge of their obstacles and highly specialized support are required, for assisting each individual's daily life. However, in reality it is difficult to find time for training due to chronic labor shortage. It is ever more important to enable the nursing facilities to meet the specific needs of the increasing number of individuals requiring various kinds of assistance for living.

引用・参考文献

- 1) 朝日新聞、2020年3月30日
- 2) 「介護労働実態調査報告書」全国労働組合総連合、2019年4月
- 3) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園『障害者の福祉的就労・日中活動サービスの実態把握及び質の向上に関する調査研究』2018
- 4) 『月間福祉』全国社会福祉協議会、2015年6月号

- 5) 前掲3) に同じ
- 6) 成瀬美治・加納光子編『現代社会福祉の基礎知識第12版』学文社、2019
- 7) 山縣文治・柏女靈峰編『社会福祉用語辞典第6版』ミネルヴァ書房、2007

